










日本評価学会認定 『上級評価士』

認定申請要項

Certified Advanced Evaluator (C.A.E)

『上級評価士』は、わが国の評価活動の発展に寄与するとともに、わが国における評価文化の醸成と定着、および社会各層を対象とした評価教育を担う社会的リーダーとしての役割を担うことが期待されます。

	<p>「上級評価士」は、わが国の評価活動の発展に寄与するとともに、わが国における評価文化の醸成と定着、および社会各層を対象とした評価教育を担う社会的リーダーとしての役割を担うことが期待されます。</p> <p>近年、我が国においては、教育、保健、福祉、コミュニティ活動、公共事業、ODA 等をはじめとする様々な分野の政策や事業に関するアカウンタビリティが求められており、こうした社会一般からの要請に応えるために、評価システムの導入や事業評価の実施が進められています。しかし、評価の専門性を持つ人材は未だ十分に育っていないのが現状です。</p> <p>この状況を改善するため、評価に関する専門的能力を身につけた人材を養成してその能力を認定し、各分野における評価の向上に資するために、日本評価学会は各レベルの「評価士」の認定を行います。</p> <p>「上級評価士」は、評価に関する体系的な研究を行うことにより、評価活動の発展に寄与することができる専門家（各府省・自治体等の評価委員会の委員を務めることができるレベルの専門家）としての能力を認定することを目的として授与します。</p>
	<p>第1回の認定は理事会が行い、以降の認定は、上級評価士から選任されて理事会の承認を得た委員で構成する上級評価士認定審査委員会で行う*。</p> <p>*2011年度に第1期上級評価士9名が認定され、理事会の承認を得て、当該9名が上級評価士認定委員会委員に就任した。</p>
	<p>別途定める項目の実績を審査して認定する。認定のための合格基準も別途定めるが、各項目に関して申請された業績の内容・重要性を勘案して、総合的に判断する。</p> <p>決定は、申請者に対して文書で通知する。再申請は可とする。なお合格しなかった申請者に対しては、今後どのような活動をすべきかを示す「今後の活動への示唆」として文書で示す。特例条件として、以下を定める。</p> <p>但し、次ページに示す審査項目（1）～（5）の中で同じ論文や同じ研究会への参加実績は一つとしてカウントし、重複してのカウントはしない。</p> <p>（1）日本評価学会認定『専門分野評価士』を有している場合には、上記基準を一部満たしたこととする。具体的には以下の2点を満たしたこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「各府省・自治体等の政策評価委員会等への有識者としての参加実績」の1件分としてカウント ・ 「外部評価等の実績（自身が総括等を務めた評価報告書を審査の対象とする）」の1件分としてカウント

	<p>(2) 学会活動への参加により、上記基準を一部満たしたことをとする。具体的には以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学会発表 10 回を「学会誌への投稿実績」1 本分としてカウント。 ・ 学会賞の受賞 1 回は「学会誌への投稿実績」1 本分相当とみなす。
	<p>以下のいずれかの条件を満たしていること</p> <p>(1) 日本評価学会正会員</p> <p>(2) 「評価士」を取得して、評価関連の 5 年以上の実務経験を有していること</p>
	<p>以下のとおりとする。</p> <p>50,000 円</p> <p>ただし、日本評価学会正会員の場合には 35,000 円とする。</p> <p>振込先情報は、申請書類受付後にご連絡します。</p>
	<p>以下の日程で第 8 期認定作業を実施する。</p> <p><申請受付期間></p> <p>2019 年 6 月 20 日～8 月 20 日</p> <p><認定の可否の通知></p> <p>上級評価士認定委員会の審査を経て、2019 年 10 月上旬までに本人に通知する。</p>
	<p>申請書類および報告書類のコピーは以下へ送付してください。メールでの提出も可能です。</p> <p><送付先></p> <p>〒108-0075 東京都港区港南 1-6-41</p> <p>品川クリスタルスクエア 12 階</p> <p>一般財団法人 国際開発センター内</p> <p>日本評価学会事務局 上級評価士担当者</p> <p>E-mail:training@evaluationjp.org</p>

審査項目

審査項目	具体的な審査項目
(1) 学会誌への投稿等の研究実績	・学会誌への投稿実績(評価関連のテーマに限る) ・評価関連著書の出版実績 * 査読付きの論文については明記する * 評価に直接関連するものに限る
(2) 政策評価委員会等への外部有識者としての参加実績あるいはそれに相当する実績	・各府省、自治体、大学、公益・非営利組織、市民組織などにおける評価委員会への外部有識者としての参加実績 ・各府省、自治体、大学、公益・非営利組織、市民組織などにおける評価委員会への組織代表者としての参加実績(評価委員会を主催する組織の代表者としての参加を含む)
(3) 評価実施の実績	・自身が総括等を務めた外部評価の評価報告書 ・組織の評価専担部署の職員として実施した評価の評価報告書 ・組織において評価関連の管理職位に複数年(1年以上)従事した実績
(4) 評価教育に関する実績	・大学等の教育機関における研修講師の実績 ・その他の研修機関における研修講師の実績
(5) その他特筆すべき実績	・評価関連の国際会議における活動実績 ・評価文化の醸成・普及に貢献する講演会等の実績 ・評価関連テーマによる取得学位

申込・お問い合わせ:

training@evaluationjp.org

〒108-0075 東京都港区港南 1-6-41

品川クリスタルスクエア 12 階

一般財団法人 国際開発センター内

日本評価学会「評価士養成講座」事務局 上級評価士担当者

(最終更新日: 2019.06.06)